

令和4年第29回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年8月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分から午後1時56分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

農地部会長	2番	齋藤一男君	3番	梅津幸一君	
	4番	寺本恵二君	5番	安藤良司君	
	6番	高崎利彦君	7番	山岸洋文君	
	8番	武田透君	9番	中川誓子君	
農地副部会長	10番	小林寿美君	11番	重清幸良君	
振興部会会長	12番	小泉豊和君	13番	石田力司君	
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	事務補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和4年第29回 美幌町農業委員会総会
令和4年8月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|-------------|---|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報 告 第 5 7 号 | 第13回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報 告 第 5 8 号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 7 | 議案第120号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 8 | 議案第121号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 | 議案第122号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 10 | 議案第123号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 11 | 議案第124号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 12 | 議案第125号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日 程 第 13 | 協 議 第 1 0 号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第29回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号4番 寺本委員、同じく議席番号5番 安藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補と石澤事務補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案6件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第57号「第13回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第13回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和4年7月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件 美幌町農地等最適化の推進施策に関する意見・要望書について。2、開催日時 令和4年7月25日 月曜日 午後1時51分から午後2時16分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくし他9名、事務局：橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局	<p>会議結果についてご報告致します。美幌町農地等最適化の推進施策に関する意見・要望書についてですが、前回部会での意見を集約後、事務局にて案を作成し内容について議論いたしました。今後、農地部会に意見を伺い、また、改めて振興部会員からも意見を集約し、9月振興部会において決定、10月総会に諮り、提出します。なお、町長への提出は会長、職務代理、両部会の部会長及び副部会長の6名で行います。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第57号「第13回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第58号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案5ページの2法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第58号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、議案第120号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号62号から63号は関連がございますので一括上程致します。</p>
事務局	<p>内容番号62号と63号について一括ご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、合意解約年月日は令和4年8月1日、土地引渡日は令和4年8月1日でございます。内容番号62号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年2月25日から令和5年2月24日までの1年間でございます。内容番号63号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案8ページをご覧ください。契約期間は令和1年10月25日から令和4年10月24日までの3年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号62号から63号は適当と認めます。内容番号64号。</p>

事務局	<p>内容番号64号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年2月28日から令和9年2月28日までの5年間、合意解約年月日は令和4年8月1日、土地引渡日は令和4年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号64号は適当と認めます。 議案第120号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号207号。</p>
事務局	<p>内容番号207号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は先の議案第120号 内容番号62号及び63号で合意解約した農地で農業公社の買入案件です。 所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年8月26日、代金の支払期限は令和4年10月14日、利用調整日は令和4年8月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
7番	<p>内容番号207号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分することになり、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号207号は適当と認めます。 内容番号208号。</p>
事務局	<p>内容番号208号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年8月26日、代金の支払期限は令和4年10月28日、利用調整日は令和4年7月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>

7 番	<p>内容番号208号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分することになり、あっせん調整の結果、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と豆類を作付けられ、意欲的に営農されてますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号208号は適当と認めます。 内容番号209号。</p>
事 務 局	<p>内容番号209号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願ひします。本件は先の議案第120号 内容番号64号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年8月26日、代金の支払期限は令和4年10月14日、利用調整日は令和4年8月4日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。</p>
10 番	<p>内容番号209号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分することになり、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定になっております。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号209号は適当と認めます。 議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号79号。</p>
事 務 局	<p>内容番号79号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願ひします。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から令和14年11月30日までの10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料7ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
13 番	<p>内容番号79号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんから〇〇に賃貸するものです。〇〇は複数戸法人で酪農を営んでおり、およそ200頭を搾乳しており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月10日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひ</p>

<p>議長</p>	<p>します。</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号79号は適当と認めます。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>6番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第10、議案第123号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号13号。</p> <p>内容番号13号についてご説明致します。参考資料は9ページと10ページをご覧願います。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。 申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、工事期間は許可日から令和4年7月末日となっております。なお、本許可申請についてですが申請者の認識誤りにより、農舎建築は既に完了してしまっております。申請者は育苗用のビニールハウスが建っていた箇所に農舎を建てたため、転用申請はいらないものだと思っており、本来の工事期間は6月初旬から7月末日完成となっております。違反転用行為ではありますが、北海道農業会議や北海道オホーツク総合振興局によりますと、申請を行えば許可できる案件については「追って認める」と書いて「追認」許可をすることとなっております。ただし、もちろん申請者には注意をし、始末書の提出を求めることとなっておりますのですで提出済みでございます。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p> <p>内容番号13号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると8月9日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。 議案第123号「農地法第4条の規定による許可について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>4番</p> <p>議長</p>	<p>日程第11、議案第124号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号37号。</p> <p>内容番号37号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p> <p>内容番号37号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、住宅や倉庫が建っており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月10日、鎌仲委員、田村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。 内容番号38号。
事 務 局	内容番号38号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は代理申請のため、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
18 番	内容番号38号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は区画整理された住宅街にあって、〇〇さんの住宅が建っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月14日、安藤委員、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号38号は適当と認めます。 議案第124号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第12、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号28号。
事 務 局	内容番号28号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和4年8月5日、利用調整を行った時期が令和4年8月5日から令和4年8月19日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。 内容番号29号。
議 長	内容番号29号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和4年8月5日、利用調整を行った時期が令和4年8月5日から令和4年8月19日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。 議案第125号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入

協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第13、協議第10号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局

協議第10号についてご説明致します。本件は8月4日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うための意見を求められたもので農用地区域の用途区分変更が1件ございます。それでは用途区分変更の内容番号9号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件は先の議案第123号 農地第4条許可申請の内容番号13号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第10号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第29回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時56分